

広島県肝炎治療費助成制度について



制度の概要

受給者証と月額管理票を提示していただくと、対象の医療費(保険診療分)の窓口での1ヶ月のお支払い額が自己負担の上限を超えた場合に公費で負担する助成制度です。

〔対象となる方〕

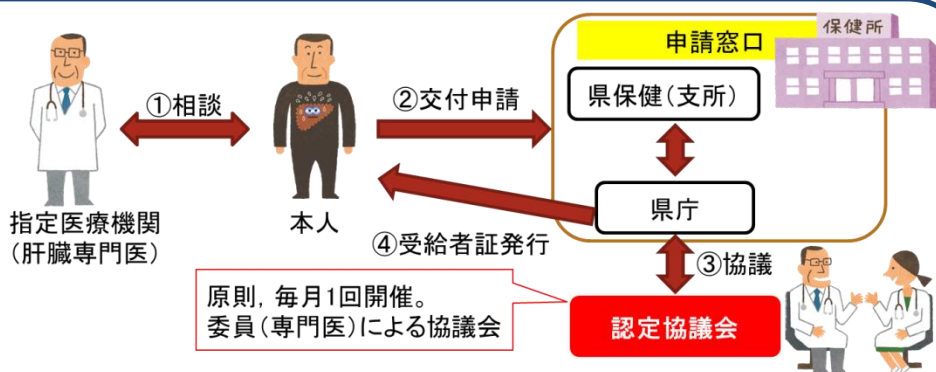
次のすべてを満たす方が対象です。

- ◆ 県内に住民票がある
- ◆ 肝臓専門医療機関でB型・C型慢性肝炎と診断され、インターフェロンまたは抗ウイルス薬による治療を行う予定または治療中
- ◆ 認定基準を満たしており、県が認定した

申請の流れ

申請書等が提出されると、「認定協議会」で協議し、認定された方に対して郵送により受給者証を交付します。

※ 不承認になることもあります。



画像提供: 肝炎情報センター

申請時に提出する書類

- (1) 肝炎治療受給者証交付申請書
- (2) 被保険者証, 組合員証等のコピー
- (3) 世帯全員(続柄を含む)が記載されている住民票の写し(コピー不可)
※「世帯全員」のものであることが明記されたものがが必要です
- (4) 義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)の課税年額を証明する書類
※収入のない方も必要です
- (5) 肝炎治療受給者証の交付申請に係る診断書
※インターフェロンフリー治療の再治療の場合、「意見書」が必要になることがあります。
※核酸アナログ製剤治療更新申請の場合、診断書ではなく次の書類での提出も可能です。
 - ① 診断書に記載のある血液検査の検査結果のわかる書類
 - ② 画像検査を受けたことのわかる書類
 - ③ 治療薬名と処方されたことのわかる書類(お薬手帳のコピーなど)
 - ④ 専門医療機関を受診したことがわかる書類
(上記①~③で専門医療機関を受診したことがわかる場合は不要)
 - ⑤ 「肝炎治療受給者証(核酸アナログ製剤治療)の更新申請に係る診断書に代わる資料チェックリスト」

〔課税額の合算対象から除外を希望する場合〕

- (6) 市町民税課税額合算対象除外希望申告書
- (7) 除外希望者の被保険者証等のコピー

配偶者以外で、地方税法上・医療保険上扶養関係にない者は合算対象から除外できます。除外について、詳しくは次頁をご確認ください。

自己負担限度月額について

申請書類(4)における義務教育を終えた世帯全員の市町民税(所得割)課税年額の合計金額により、下表のとおり月々の自己負担の上限額を決定します。

| 階層区分 | 市町民税(所得割)課税年額の合計 | 自己負担限度月額 |
|------|------------------|----------|
| 甲 | 23万5,000円以上 | 2万円 |
| 乙 | 23万5,000円未満 | 1万円 |

※世帯に年少控除対象者(15歳以下)や特定扶養控除対象者(16~18歳)がいる場合は、平成22年度の税制改正前の旧税額を適用します。

配偶者以外で、地方税法上・医療保険上扶養関係にない者は課税年額の合計から除外できます。




除外をすると、右図のように、自己負担限度月額が変わる場合があります。

除外するためには、申請書類(6)(7)を提出してください。

また、除外するときには申請書類(4)の課税証明書に「所得控除対象者の人数・内訳」の記載が必要です。

※課税年額の合計が23万5,000円を超えない場合は除外不要です。

患者Aさんの世帯
(市町民税課税年額)

| | | |
|--|----------|------------|
|  | 本人 | (200,000円) |
|  | 同一世帯の奥さん | (20,000円) |
|  | 同一世帯の娘さん | (100,000円) |

ケース1 娘さんと扶養関係があり、合算される場合



$200,000円 + 20,000円 + 100,000円 = 320,000円$

◆自己負担の上限月額 20,000円

ケース2 娘さんと扶養関係がなく、合算から除外される場合



$200,000円 + 20,000円 = 220,000円$

◆自己負担の上限月額 10,000円

申請時の注意事項

〔申請書類(4)について〕

- 住民票に記載された方のうち、義務教育を終えた全員の書類を提出してください。
※中学生までの世帯員の書類については省略できます。
- 取得できる最新のものを出してください。
- 世帯員全員の書類の年度を揃えてください。
※年度が異なる書類が混在している場合、受給者証を発行できません。
- 次の場合は提出を省略して構いません。ただし、省略する場合は申請書に自己負担2万円了済であることを明記してください。
 - ◆世帯員のうち、受給者と配偶者の市町民税(所得割)課税年額の合計が23万5,000円以上である場合
 - ◆自己負担限度月額が2万円であることを了承する場合
- 市町が発行する市町民税の決定(納税)通知書で申請する場合は原本確認が必要です。

〔申請書類(5)について〕

診断書は治療薬の種類等によって様式が異なります。

治療薬の種類・申請の回数(新規・2回目・再治療・更新)を確認し、提出してください。

診断書の種類が異なる場合、協議できないことがあります。

